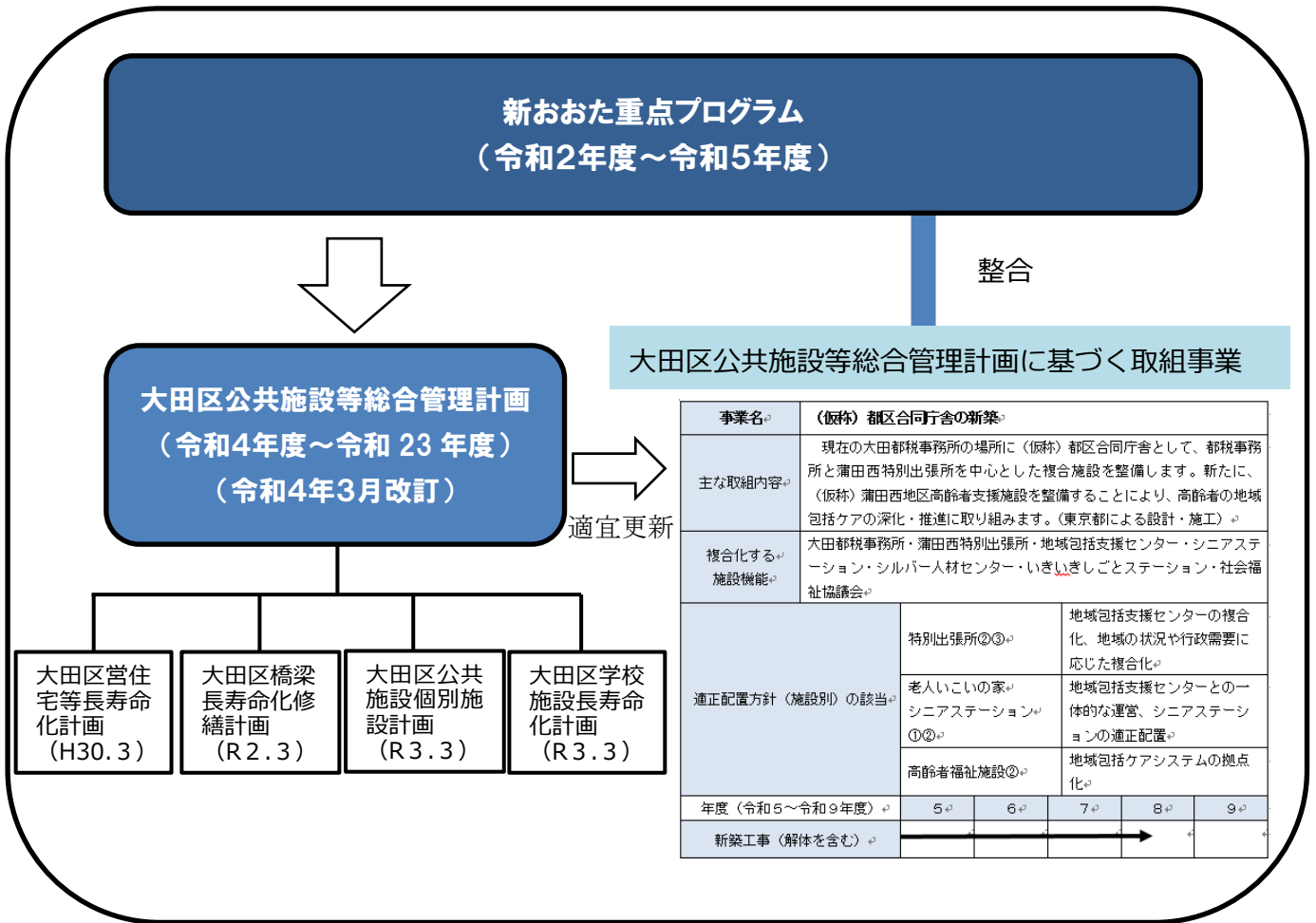


「大田区公共施設等総合管理計画」に基づく取組事業について

「大田区公共施設等総合管理計画」に基づく取組事業について、令和5年度～9年度の内容に更新しました。

引き続き「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、効果的・効率的な施設マネジメントを推進していきます。

◇大田区公共施設等総合管理計画 体系図




令和5年度～9年度

大田区公共施設等総合管理計画に基づく取組事業

1 複合施設関連

事業名	(仮称) 都区合同庁舎の新築				
主な取組内容	現在の大田都税事務所の場所に(仮称)都区合同庁舎として、都税事務所と蒲田西特別出張所を中心とした複合施設を整備します。新たに、(仮称)蒲田西地区高齢者支援施設を整備することにより、高齢者の地域包括ケアの深化・推進に取り組みます。(東京都による設計・施工)				
複合化する施設機能	大田都税事務所・蒲田西特別出張所・地域包括支援センター・シニアステーション・シルバー人材センター・いきいきしごとステーション・社会福祉協議会				
適正配置方針(施設別)の該当	特別出張所②③		地域包括支援センターの複合化、地域の状況や行政需要に応じた複合化		
	老人いこいの家 シニアステーション ①②		地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置		
	高齢者福祉施設②		地域包括ケアシステムの拠点化		
年度(令和5～令和9年度)	5	6	7	8	9
新築工事	—————▶				



事業名	(仮称) 大森西二丁目複合施設の新築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた大森西地区の公共施設の更新や、区民活動支援施設大森（こらぼ大森）の暫定利用期間終了を受け、周辺の公共施設の集約・複合化を区民活動支援施設大森（こらぼ大森）の敷地を中心に行い、多世代の方が多く集う地域の活性化拠点を整備することにより、区民の利便性の向上を目指します。				
複合化する施設機能	大森西特別出張所・大森西区民センター・区民活動支援施設大森・地域包括支援センター・シニアステーション・大田福祉作業所大森西分場・シルバー人材センター大森西作業所・大森西保育園・子ども交流センター（中高生の居場所含む）・こども発達センターわかばの家分館				
適正配置方針（施設別）の該当	特別出張所②③	地域包括支援センターの複合化、地域の状況や行政需要に応じた複合化			
	区民センター・文化センター①②③	施設のあり方検討、利用状況に応じた機能転換、複合化の推進			
	老人いこいの家シニアステーション①②	地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置			
	児童館等④	中高生の居場所整備			
	保育園①	18園の拠点園を中心に保育園の拠点機能の強化			
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化			
年度（令和5～令和9年度）	5	6	7	8	9
新築工事Ⅰ期	→				
新築工事Ⅱ期			→		

事業名	田園調布せせらぎ館・体育施設の新築				
主な取組内容	田園調布せせらぎ公園の自然の情景を残し、周辺環境との調和を図りながら公園内に文化・スポーツ・レクリエーション施設を整備します。				
複合化する施設機能	区民活動施設・休憩スペース・運動施設・防災備蓄倉庫				
適正配置方針（施設別）の該当	スポーツ施設①		利用しやすい施設の整備		
	その他集会施設①		施設の機能転換・統合の検討		
年度（令和5～令和9年度）	5	6	7	8	9
文化施設	令和2年度竣工・運営開始				
体育施設	新築工事				

事業名	入新井第一小学校及び大森北四丁目複合施設の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。				
複合化する施設機能	入新井第一小学校・放課後ひろば・入新井特別出張所（一部機能）・地域包括支援センター・シニアステーション・子育て支援施設・つばさ教室・区民活動施設・男女共同参画支援施設・地区備蓄倉庫				
適正配置方針（施設別）の該当	特別出張所②③	地域包括支援センターの複合化、地域の状況や行政需要に応じた複合化			
	小学校・中学校①②③⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化、放課後ひろば事業の実施			
	つばさ教室①	利用しやすい施設配置			
	老人いこいの家 シニアステーション ①②	地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置			
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施			
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化			
	大規模ホール等②	ニーズに合った機能の更新・見直し			
年度（令和5～令和9年度）	5	6	7	8	9
改築工事Ⅰ期					
改築工事Ⅱ期					

事業名	赤松小学校及び（仮称）北千束二丁目複合施設の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。				
複合化する施設機能	赤松小学校・放課後ひろば・千束特別出張所・地域包括支援センター・シニアステーション・地区備蓄倉庫				
適正配置方針（施設別）の該当	特別出張所②③	地域包括支援センターの複合化、地域の状況や行政需要に応じた複合化			
	小学校・中学校①②③⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化、放課後ひろば事業の実施			
	老人いこいの家 シニアステーション ①②	地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置			
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施			
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化			
年度（令和5～令和9年度）	5	6	7	8	9
改築工事Ⅰ期	→				
改築工事Ⅱ期		→	→	→	

事業名	東調布第三小学校及び（仮称）南久が原二丁目複合施設の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。				
複合化する施設機能	東調布第三小学校・放課後ひろば・地域包括支援センター・シニアステーション				
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②③⑥	標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化、放課後ひろば事業の実施			
	老人いこいの家 シニアステーション ①②	地域包括支援センターとの一体的な運営、シニアステーションの適正配置			
	児童館等③	放課後ひろば事業の実施			
	高齢者福祉施設②	地域包括ケアシステムの拠点化			
年度（令和5～令和9年度）	5	6	7	8	9
改築工事Ⅰ期	→				
改築工事Ⅱ期			→		

事業名	東調布中学校及び複合施設の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。				
複合化する施設機能	東調布中学校・図書館・地区備蓄倉庫				
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②③		標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化		
	図書館②		施設相互の相乗効果・付加価値の創出を目的とした複合化		
年度（令和5～令和9年度）	5	6	7	8	9
基本設計・実施設計					
改築工事					

事業名	馬込第三小学校及び複合施設の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。また、建物の容積を最大限に活用し、地域特性や行政需要に応じた施設機能を複合的に置き込むことにより、新たな教育と地域力の拠点として整備します。				
複合化する施設機能	馬込第三小学校・放課後ひろば・室生犀星の離れの移築と地域資料展示室、地域集会室				
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②③⑥		標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、地域の状況や行政需要に応じた複合化、地域力の推進拠点化、放課後ひろば事業の実施		
	児童館等③		放課後ひろば事業の実施		
	博物館・記念館①		区民還元や観光資源としての価値向上による回遊性向上		
年度（令和5～令和9年度）	5	6	7	8	9
実施設計	→				
改築工事	————→				

事業名	（仮称）西蒲田七丁目複合施設の改築				
主な取組内容	多世代の方が多く集う地域の活性化拠点を整備することにより、区民の利便性の向上を目指します。				
複合化する施設機能	蒲田西地区地域活動拠点・若者サポートセンター・生活再建・就労サポートセンター・ひきこもり支援室・保育室				
適正配置方針（施設別）の該当	その他集会施設①		施設の統合（移転）		
	保育園②		保育サービスの充実		
年度（令和5～令和9年度）	5	6	7	8	9
基本設計・実施設計	→				
新築工事		→			

2 児童施設

事業名	(仮称) 子ども家庭総合支援センターの新築				
主な取組内容	子どもと家庭の支援体制を強化し、地域の子どもを健やかに守り育てるために(仮称)子ども家庭総合支援センター整備に向けた取り組みを進めます。				
適正配置方針(施設別)の該当	(仮称)子ども家庭総合支援センター①		開設に向けた取り組みの推進		
年度(令和5~令和9年度)	5	6	7	8	9
新築工事	—————▶				

3 学校施設

事業名	田園調布小学校の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。				
適正配置方針(施設別)の該当	小学校・中学校①②⑥		標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、放課後ひろば事業の実施		
	児童館等③		放課後ひろば事業の実施		
年度(令和5~令和9年度)	5	6	7	8	9
基本設計・実施設計	—————▶				
改築工事	—————▶				

事業名	矢口西小学校の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。				
適正配置方針(施設別)の該当	小学校・中学校①②⑥		標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、放課後ひろば事業の実施		
	児童館等③		放課後ひろば事業の実施		
年度(令和5~令和9年度)	5	6	7	8	9
改築工事	—————▶				

事業名	安方中学校の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。				
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②		標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備		
年度（令和5～令和9年度）	5	6	7	8	9
改築工事Ⅰ期	→				
改築工事Ⅱ期			→		

事業名	入新井第二小学校の改築				
主な取組内容	機能更新時期を迎えた校舎・体育館を改築し、安全・安心を確保するとともに、良好な教育環境づくりを進めます。				
適正配置方針（施設別）の該当	小学校・中学校①②⑥		標準機能の確保、各校の特色を踏まえた整備、放課後ひろば事業の実施		
	児童館等③		放課後ひろば事業の実施		
年度（令和5～令和9年度）	5	6	7	8	9
基本設計・実施設計	→				
改築工事	→				

大田区公共施設等総合管理計画（令和4年度～令和23年度） に基づく適正配置方針（施設別）

施設種別	方針
特別出張所	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設の整備にあたり、標準機能（事務スペース、集会室、防災機能等）を定める。 ② 新たな地域力の推進拠点とするため、標準機能に加えて、原則として地域包括支援センターを複合化する。 ③ 地域の状況や行政需要に応じた機能を施設相互の相乗効果や付加価値の創出を目的に複合化を図る。学校施設との複合化は、教育環境の充実を最優先に検討する。 ④ マイナンバー制度により、証明書等の交付方法が変わることが想定されることから、窓口機能を見直し、福祉機能等との連携強化を進める。
小学校・中学校	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校整備にあたっては、保有すべき標準機能（普通教室、特別教室、多目的室、職員室、体育館、プール、校庭等）の一定水準を確保するため、「大田区立学校諸室等仕様標準」及び「大田区立学校改築標準設計仕様書」に基づき整備する。 ② 標準機能に加え、各校の特色や敷地・周辺環境を踏まえて整備することで、学校教育活動の一層の向上を目指す。 ③ 教育環境の充実を最優先に、地域の状況や行政需要に応じた機能を施設相互の相乗効果や付加価値の創出を目的に複合化し、新たな地域力の推進拠点とする。 ④ 良好な学校環境を恒久的に維持するため、「大田区学校施設長寿命化計画」に基づき、一体改築、部分改築、長寿命化改修等の手法を活用し、財政の平準化を念頭に年2校の更新を推進する。 ⑤ 少人数学級の導入等の新たな諸条件を踏まえ、児童生徒数の予測から必要学級数を検証し、学校の適正規模や配置について検討を行う。 ⑥ 放課後の児童の居場所づくりとして、学童保育機能を児童館から小学校に移行し、放課後ひろば事業をすべての区立小学校で実施する。 ⑦ 学校改築の工期短縮に向け、改築・長寿命化改修のための代替施設（他校の敷地利用・民間敷地利用・統合後の校舎活用等）や付帯施設（校庭・体育館・プール・給食調理施設等）の外部利用を検討する。また、代替施設を活用する学校は、徒歩圏内にある小中学校のみならず、スクールバスによる運用の可能性を他自治体の事例を踏まえて検討する。 ⑧ 不登校児童・生徒の支援施設として、自らの生き方を主体的・肯定的に捉え、社会とのつながり、自立するための資質・能力を身に付けることができる不登校特例校の開校を検討する。
つばさ教室	<ul style="list-style-type: none"> ① つばさ教室について、児童・生徒が利用しやすい施設配置に取り組む。
区民センター 文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ① 区民センター及び文化センターについて、機能、配置、名称の統合を含めて施設のあり方を検討する。 ② 区民センター及び文化センターのあり方を検討する中で、文化センターの機能や予約方法、社会教育関係団体等の優先利用や利用料減免措置等を併せて検討する。 ③ 施設相互の相乗効果や付加価値の創出を目的に複合化を図る。 ④ 区民センター高齢者施設（ゆうゆうくらぶ）は、老人いこいの家と一体的に機能と配置の見直しを検討していく。

施設種別	方針
老人いこいの家 シニアステーション	<ul style="list-style-type: none"> ① 老人いこいの家はあり方を検討し、新たな機能をもった高齢者施設（シニアステーション）として、地域包括支援センターとの一体的な運営を進めていく。 ② シニアステーションは、18 日常生活圏域（18 特別出張所管区域）ごとに最低1か所以上の設置を進めていく。 ③ シニアステーションは、介護予防・フレイル予防や多世代利用、居場所機能を軸に、既存施設が持つ機能や今後の高齢施策を踏まえ、新たな機能を付与した施設として検討を進める。 ④ シニアステーションは、介護予防・フレイル予防や多世代利用、居場所機能を軸に、既存施設が持つ機能や今後の高齢施策を踏まえ、新たな機能を付与した施設として検討を進める。
児童館等	<ul style="list-style-type: none"> ① 子ども・子育て支援新制度を踏まえた、きめ細やかな利用者支援事業を中心とした、地域子育て支援拠点として再整備する。 ② 地域子育て支援拠点施設の配置は、放課後ひろばの状況を踏まえ、概ね中学校区に1施設として整備を進める。 ③ 放課後児童の居場所づくりとして学童保育機能を小学校に移転し、放課後ひろば事業としてすべての区立小学校での実施を目指す。 ④ 中高生世代における家庭や学校以外の第三の居場所として、大森・調布・蒲田の各地域に2か所ずつ、合計6か所の設置を目指す。
保育園	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の保育水準の向上のため、各特別出張所管内に概ね1園程度、18の区立拠点園を中心として、各地域において保育施設間の連携・交流を推進するなど、区立保育園の拠点機能強化を進める。 ② 拠点園以外の施設については、管理運営形態を見直し、順次民営化や委託等を進めつつ多様なニーズに応えられるよう、保育サービスの充実に向けた取り組みを進める。また、必要に応じて、運営事業者による改築を検討する。
(仮称)大田区 子ども家庭総合 支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ① 子ども家庭支援センターの相談機能と児童相談所の機能とを併せ持つ、「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の開設に向けた取り組みを進める。
産業支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業支援施設は、区内における持続可能な操業環境の確保を通じた、区内企業の事業拡充や区外企業の立地促進に向け、民設民営でのサービス提供を含めて、運営のあり方を検討する。 ② 統合後の校舎の跡地を活用した旧創業支援施設の敷地には、製造業における企業集積の拠点となる民設民営の産業支援施設を整備し、その効果検証を進める。
住宅施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 公営住宅等の長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減を目指すため、「大田区営住宅等長寿命化計画」に基づいた計画的な施設整備を実施する。

施設種別	方針
高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターは、民営化を実施した施設の効果の検証及び課題の整理を踏まえ、財産管理の方法等、施設の特性を十分に考慮し、民営化を含めて、そのあり方を検討する。 ② 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの拠点として、各地域の状況に応じ特別出張所等の公共施設内を中心とした設置を推進し、地域と福祉との有機的な連携を目指す。 ③ 特別養護老人ホームのうち区立3施設は、民営化した旧区立3施設と連携し、入居者の負担や指定管理者への適切な支援を考慮した大規模修繕を進めていく。
障がい者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設更新時には「大田区立障害者福祉施設整備基本計画」及び「大田区立障害者福祉施設標準仕様」に基づき、土地・建物など限られた資源を有効活用し、障がい福祉サービスの質及び量を確保していく。
大規模ホール等	<ul style="list-style-type: none"> ① 区を中心拠点である大森地域、蒲田地域に集積しており、他の自治体の同種の施設配置状況を参考にしながら、適切な機能分担を検討する。 ② 施設利用者の安全性に留意した施設の維持管理を進めながら、利用ニーズにあった機能の更新及び見直しを行う。
その他集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用率や周辺施設との機能の重複を考慮し、施設の機能転換、統合を含め検討する。
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ① 少子高齢化による利用者層の変化やインターネットの普及によるライフスタイルの変化など、時代に即した運営が求められている状況を踏まえ、適切な施設の規模・配置について検討を行う。 ② 施設相互の相乗効果や付加価値の創出を目的に複合化を検討する。 ③ これまでの中央図書館の役割に加え、図書館の特性や先端技術を活かした、これからの時代に期待される役割を担う中央図書館の整備を検討する。
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設が大森、蒲田地域に偏在しているため、調布地域の区民が利用しやすい施設の整備に取り組む。また、区内の人口分布や推計及び施設の配置状況、周辺施設の機能等を総合的に判断し、整備を進める。 ② 子どもから高齢者まで、幅広い世代が武道に親しむことができる環境の整備に向けて、武道場のあり方を検討する。
自転車等駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ① まちづくりに関する各方針との整合性を図り、各駅の将来需要予測に基づく自転車等駐車場の適正量の整備を推進する。
博物館・記念館	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育的な効果も含め立地場所や展示内容の検討を行うことで、区民還元や観光資源としての価値向上を図り、各地区の回遊性向上を目指す。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ① 日々の道路パトロールや路面下空洞調査等の実施による計画的な維持管理・更新を行い、予防保全型管理を図る。 ② 道路標識、街路灯等の道路付属物について、落下や倒壊の防止策を施す。 ③ 剪定や補植等により、適切な街路樹の維持管理を推進する。 ④ 「大田区無電柱化基本方針」、「大田区無電柱化推進計画」に基づき、道路の無電柱化を進める。

施設種別	方針
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ① 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理を実施する。 ② 「橋梁耐震整備計画」に基づき、架替え整備を実施する。 ③ 「橋梁耐震整備計画」に基づき、耐震補強整備を実施する。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の安全性の確保、ライフサイクルコストの縮減を前提に、各種計画等を基にした予防保全型管理や、日常点検等を基にした事後保全型管理による適正な維持管理を行う。 ② 大規模公園の施設老朽化への対応とともに、新たな魅力づくりを進めるための施設維持修繕や機能更新を進める。 ③ 老朽化や地域からの要請にこたえるための公園のリニューアル整備の機会を捉え、多様な世代の人が利用しやすく「地域の庭・広場」として地域に親しまれ、区民に愛される魅力ある公園づくりを進める。 ④ 地域に身近な小規模公園の利用実態を踏まえて、地域の庭・広場として地域活動を支え、地域住民の公園へのニーズの多様化に対応していくための、公園の機能更新や機能配置、再編等の見直しを行うとともに、地域団体による維持管理や利活用を進める。 ⑤ PPP など民間活力導入も視野に入れながら、既存施設のさらなる有効活用や、より魅力的な公園づくりを目指す。 ⑥ 公園利用者の安心安全性を高めるために、公園内の樹木やがけ地の適正な維持管理に努める。
未利用地等	<ul style="list-style-type: none"> ① 区民共有の財産である未利用地等について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、資産経営の視点に立って、着実に未利用地等の有効活用を推進していく。